ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和3年度予算案額 10.4億円（10.1億円）

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等が行う、革新的なサービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する、いわゆる「ものづくり補助金」において、複数の事業者が連携する取組を支援します。
- 「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。

  ※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- また、地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業等による設備投資等を支援します。
- 加えて、幹事企業等が主導し、中小企業のデジタル化を加速すべく、前向きな投資を行う中小企業等を束ねて共通システムを面的に導入し、生産性向上を推進する取組を支援します。
- 積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者や、より多くの事業者が参画する連携体を構成してプロジェクトに取り組む事業者を優先的に支援します。

成果目標

- 事業終了後３年で以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均３％以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

（１）企業間連携型
（補助上限額：2,000万円／者、補助率 中小 1/2以内 小規模 2/3以内）

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト又は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを最大２年間支援します。（連携体は５者まで。）

＜想定される取組例（イメージ）＞
・地域の同業他者で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング
・地域経済牽引事業計画の承認を受けた食品加工事業者とワイナリー事業者が、特殊食品加工機を導入し、連携して地域特産のぶどうを活用した新商品開発に取組み、観光客誘致及び地域の観光産業を活性化。

（２）サプライチェーン効率化型
（補助上限額：１,000万円／者、 補助率 中小1/2以内 小規模 2/3以内）

幹事企業等（大企業を含む）が主導し、中小企業等が共通システムを面的に導入し、データ共有・活用することでサプライチェーンを効率化する取組等を支援します。（連携体は１０者まで。）

※幹事企業が大企業の場合、当該大企業は補助金支給の対象外。
※企業間連携型は、参画企業全ての事業計画の策定が必要である一方、サプライチェーン効率化型は、幹事企業が代表して事業計画を策定することが可能。

＜想定される取組例（イメージ）＞
・サプライチェーンを構成する事業者間で受発注情報や在庫情報を共有するネットワークシステムを構築し、業務を効率化
・生産管理システムを導入して各工場の生産プロセスを効率化

中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設

令和2年度補正予算額　700億円

中小企業庁　技術・経営革新課　03-3501-1816
中小企業庁　小規模企業振興課　03-3501-2036
商務・サービスG　サービス政策課　03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けます。
- 具体的には、新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備等に取り組む事業者による、設備投資、販路開拓、ＩＴ導入等を優先的に支援します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後４年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均３％以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均３％以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後２年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後４年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均３％以上向上を目指します。

※　３事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

【各補助事業の拡充内容】

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助上限：1,000万円、補助率：**1/2から2/3へ引上げ**）
中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助上限：**50万円から100万円へ引上げ**、補助率：2/3 ）
小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：30万～450万円、補助率：**1/2から2/3へ引上げ**）
中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア(ＰＣ、タブレット端末等)のレンタル等も含めた、ITツール導入を支援します。

【申請要件】
補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

Ａ：サプライチェーンの毀損への対応
顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

Ｂ：非対面型ビジネスモデルへの転換
非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
（例：店舗販売からＥＣ販売へのシフト、ＶＲ・オンラインによるサービス提供）

Ｃ：テレワーク環境の整備
従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
（例：ＷＥＢ会議システム、ＰＣ等を含むシンクライアントシステムの導入）

- 本特別枠は、年度内に予定している締切に適用されます。

中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援

令和2年度第２次補正予算額 1,000億円

中小企業庁　技術・経営革新課　03-3501-1816
中小企業庁　小規模企業振興課 03-3501-2036
商務・サービスG　サービス政策課　03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者向けに、補助率又は補助上限を引き上げた「特別枠」を設けたところです。
- 今般、緊急事態宣言の解除等を踏まえ、中小企業の事業再開を強力に後押しするため、業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充します。

成果目標

- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後２年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後４年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均３%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均３%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後４年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均３%以上向上を目指します。

※　３事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 運営費交付金 → (独)中小企業基盤整備機構 → 定額補助 → 民間団体等 → 補助 → 中小企業等

事業イメージ

【各補助事業の拡充内容（事業再開支援パッケージ）】

特別枠（類型Ｂ・Ｃ）の補助率を引き上げるとともに、新たに定額補助・補助上限５０万円の別枠（事業再開枠）を上乗せします。

補助上限・補助率	通常枠	特別枠（類型A）	特別枠（類型Ｂ・Ｃ）
持続化補助金（販路開拓等）	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・2/3 → 3/4
	【事業再開枠】 50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金（設備導入）	1,000万円・1/2（小規模 2/3）	1,000万円・2/3	1,000万円・2/3 → 3/4
		【事業再開枠】 50万円・定額(10/10)	
IT導入補助金（IT導入）	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・2/3 → 3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の２分の１以下であること。
※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ。

【事業再開枠の対象】 ※業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策費

消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）、換気設備、その他衛生管理（クリーニング、使い捨てアメニティ用品、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム等）、掲示・アナウンス（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるもの）

【特別枠の申請要件】 ※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

類型Ａ：サプライチェーンの毀損への対応
顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと
（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

類型Ｂ：非対面型ビジネスモデルへの転換
非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと
（例：自動精算機、キャッシュレス決済端末の導入、店舗販売からＥＣ販売へのシフト）

類型Ｃ：テレワーク環境の整備
従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること
（例：ＷＥＢ会議システム、ＰＣ等を含むシンクライアントシステムの導入）

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

中小企業庁　技術・経営革新課　03-3501-1816
中小企業庁　小規模企業振興課　03-3501-2036
商務・サービスG　サービス政策課　03-3580-3922

令和2年度第3次補正予算額 2,300億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後４年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均３％以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均３％以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後２年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後４年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均３％以上向上を目指します。

※　３事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 運営費交付金 → (独)中小企業基盤整備機構 → 定額補助 → 民間団体等 → 補助(2/3等) → 中小企業等

事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金（設備導入、システム構築）	1,000万円・1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金（販路開拓等）	50万円・2/3	100万円（※）・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金（IT導入）	450万円・1/2	450万円（※）・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
（補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3）
対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。

②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
（補助上限：100万円、補助率：3/4 ）
小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援します。（※）
※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援

③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
（補助額：30万～450万円（※）、補助率：2/3）
※テレワーク対応類型は補助上限150万円
複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組を支援します。

生産性向上を目指す皆様へ

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら

生産性の向上を図る企業を応援します

（中小企業生産性革命推進事業）

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援します！

ものづくり補助金

通常枠　補助上限 1,000万円　補助率 1/2（小規模2/3）

低感染リスク型ビジネス枠＊　補助上限 1,000万円　補助率 2/3

＊ 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等。

持続化補助金

通常枠　補助上限 50万円　補助率 2/3

低感染リスク型ビジネス枠＊　補助上限 100万円　補助率 3/4

＊ ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援。補助金総額の1/4以内（最大25万円）を感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）に充てることができる（※）。

※ 緊急事態宣言の再発令に伴い**特別措置**を講じます。

緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合

➡感染防止対策費を補助金総額の1/2以内（最大50万円）に引き上げ。

IT導入補助金

通常枠　補助上限 450万円　補助率 1/2

低感染リスク型ビジネス枠＊　補助上限 450万円（※）　補助率 2/3

※テレワーク対応類型は150万円

＊ 複数の業務プロセス（販売管理と労務など）を非対面化し、一層の生産性向上を図るITツールの導入や、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入。

令和２年度３次補正予算において措置

（今後事業内容が変更等される場合があります。）

経済産業省　中小企業庁

中小企業生産性革命推進事業の活用イメージ

ものづくり補助金

通常枠

・複数形状の餃子を製造可能な**餃子全自動製造機を開発**。

・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の**製造機械を新たに導入**。

低感染リスク型ビジネス枠

・AI・IoT等の技術を活用した**遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発**（部品開発を含む）、**オンラインビジネスへの転換**。

担当課：中小企業庁　技術・経営革新課（03-3501-1816）

持続化補助金

通常枠

・宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、**外国語版Webサイトや営業ツール**を作成。

・飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する**機械を一新**。

低感染リスク型ビジネス枠

・飲食業が、大部屋を個室にするための**間仕切りの設置**を行い、**予約制とするためのシステムを導入**。

・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理を**テイクアウト可能にするための商品開発**を実施。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象となる。

担当課：中小企業庁　小規模企業振興課（03-3501-2036）

IT導入補助金

通常枠

・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した**会計ソフトを導入**。

・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、**勤怠管理ツールを導入**。

低感染リスク型ビジネス枠

・顧客対応や決済業務における顧客と従業員の間の接触機会を低減し、より効率的に実施できるような**「遠隔注文ツール」、「キャッシュレス決済ツール」、「会計管理ツール」の同時導入**。

担当課：商務・情報サービスG　サービス政策課（03-3580-3922）

※**ものづくり補助金と持続化補助金**は、**jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定**しております。**GビズIDプライムの発行には２～３週間ほど時間がかかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。https://www.jgrants-portal.go.jp/

中小企業生産性革命推進事業については、中小機構の生産性革命推進事業ポータルサイトをご覧ください。
https://seisansei.smrj.go.jp/

JAPANブランド育成支援等事業

令和3年度予算案額 8.0億円（10.0億円）

中小企業庁　創業・新事業促進課
03-3501-1767

事業の内容

事業目的・概要

- 人口減少による国内市場の縮小や、新型コロナウイルスによる事業へのダメージが継続する中、中小企業者にとって、海外展開や新事業展開により新たな需要を獲得することが極めて重要となっています。
- 特に、コロナ危機での生活のあり方の変化による社会ニーズの変化や、電子商取引（ＥＣ）やオンライン商談の浸透をはじめとしたビジネス手法の変化などが急速に発生しており、こうした市場や社会の変化はさらに加速していくと想定されます。
- 本事業では、海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発、販路拡大、ブランディング等に取り組む中小企業者や、そうした中小企業者の取組を後押しする民間支援事業者や商工会・商工会議所等に対して、それらの取組に係る費用について一部補助を行います。
- 特に、ECやクラウドファンディングなどを活用した非対面・遠隔のビジネス様式に対応した取組や、社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。

成果目標

- 事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合を50%以上とする。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（2/3、1/2） → 中小企業者、民間支援事業者　等

事業イメージ

JAPANブランド育成支援等事業

・海外展開等を図る中小企業者を支援する①事業型と、こうした中小企業者を支援する民間支援事業者等を支援する②支援型により、中小企業者の新市場獲得を支援します。

①事業型：

中小企業者自らが、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得のための新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和３年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組や、コロナ危機による社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。

（補助上限：500万円※1、補助率※2：2/3、1/2以内）

（※1）複数者による共同申請の場合は上限2,000万円

（※2）国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内
その他の場合は2/3以内

②支援型：

民間支援事業者や、商工会・商工会議所等が、複数の中小企業者に対して、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供、セミナー・研修等）を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和３年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組等を重点的に支援します。

（補助上限：2,000万円、補助率※1：2/3、1/2以内）

（※1）国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内
その他の場合は2/3以内

中小企業庁　財務課
03-3501-5803

事業承継・事業引継ぎ推進事業

令和2年度第3次補正予算案額 56.6億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。
- 具体的には、事業承継・引継ぎ補助金によって、事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取組や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用等を支援します。
- また、事業承継・引継ぎにおいて後継者教育の重要性が指摘されていることを踏まえ、後継者教育の型を提示するため、承継トライアル実証事業を行います。
- さらに、感染症の影響下における事業承継・引継ぎに対応するため、各都道府県に設置される事業引継ぎ支援センターの体制を整備します。

成果目標

- 感染症の影響下においても、円滑な事業承継・引継ぎを実現し、対象企業の生産性向上や、地域の貴重な経営資源の維持を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

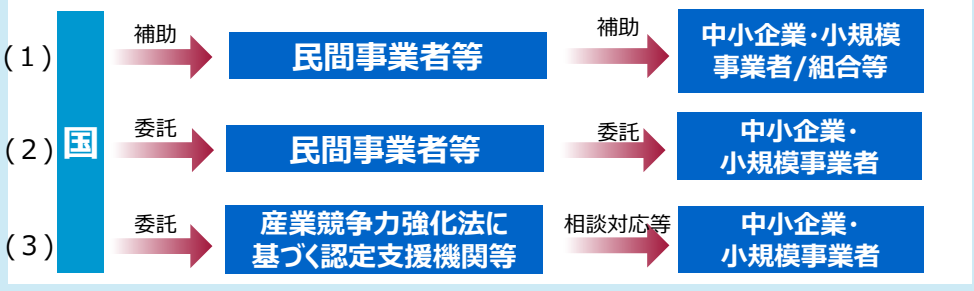

事業イメージ

（1）事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）の一部を補助します。

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		2/3	400万円	200万円 （売り手のみ）

- また、中小企業が事業承継・引継ぎを検討する機会を提供する説明会等の実施を支援します。

※説明会等の開催方法等については、開催時における政府や開催地自治体のイベント開催に関する方針に従うこととする。

（2）承継トライアル実証事業

- 実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにします。

（3）事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備

- 事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、事業引継ぎ支援センターの支援体制を整備します。

中小企業庁　財務課
03-3501-5803

事業承継・世代交代集中支援事業

令和3年度予算案額 16.2億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業の雇用や技術などの貴重な経営資源を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、中小企業の事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。
- 具体的には、事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓などの新たな取組や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用等を支援します。

成果目標

- 事業承継・引継ぎ補助金により、年間約500者の事業承継・引継ぎ及びその後の経営革新などを後押しすることで、事業承継・引継ぎの円滑化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率など）

事業イメージ

事業承継・引継ぎ補助金

- 経営者交代型・M&A型では、事業承継・事業引継ぎを契機に、経営革新などに挑戦する中小企業に、設備投資・販路拡大の支援を行います。
- 専門家活用型では、譲渡側・譲受側双方の士業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用（買収に伴うリスク調査）、企業概要書作成費用など）を補助します。
- 経営資源を譲渡した事業者の廃業費用も補助します

○イメージ

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	1 / 2	250万円	+200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	1 / 2	500万円	+200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		1 / 2	250万円	200万円 （売り手のみ）

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和2年度第3次補正予算額　9.8億円

中小企業庁経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁総務課
03-3501-1768

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込み、感染拡大防止対策に要する費用の増加等により、中小企業・小規模事業者の経営は依然として厳しい状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、引き続き、中小企業・小規模事業者への寄り添っての支援を実施していく必要があります。
- 具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して、キャッシュフローの改善、適切な資金繰り計画策定や販路拡大等の経営支援を実施していく必要があります。
- 今後、ポストコロナの中で、中小企業・小規模事業者に対して再起を促すため、よろず支援拠点における経営相談対応体制の強化を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 委託 → 支援拠点 → 支援 → 中小企業・小規模事業者等

事業イメージ

よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家を配置し、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で対応します。
- 経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対しても、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りや売上拡大策に課題を抱える中小企業・小規模事業者への支援体制を強化し、支援の充実を図ります。

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和３年度予算案額 40.9億円（42.4億円）

中小企業庁経営支援課
03-3501-1763

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルスによる影響も含めた中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 令和3年度においては、年々増加する相談件数に対応可能な体制を整備するとともに、これまでの支援ノウハウを活かし、緊急時の拠点間連携の体制強化を図ります。
- 地域の支援機関では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援します。

成果目標

- 2014年度から2021年度までの8年間の事業です。

(1)よろず支援拠点から提案された解決策を実行した事業者のうち、成果があった事業者の割合が65%以上になることを目指します。

(2)専門家を派遣した件数に対して、経営課題の解決の対策が立てられた件数の割合が90%以上になることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

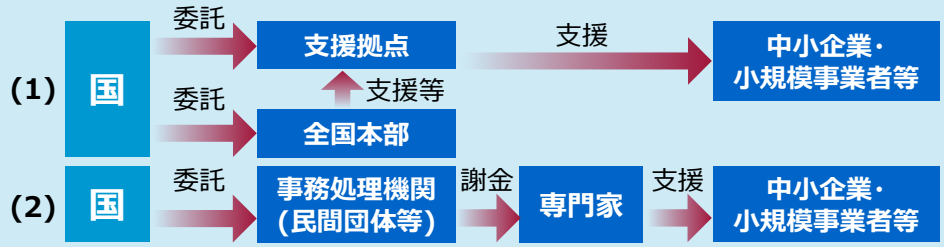

事業イメージ

（１）よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家(10名～20名)を配置し、中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で対応します。
- 経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対しても、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行います。
- ITを活用した生産性向上に向けた取組、事業承継、人手不足問題等、特に対応が必要な分野の体制強化を図るとともに、自然災害や感染症等の影響を受けた中小企業・小規模事業者等からの相談にも対応します。

（２）専門家派遣事業

- よろず支援拠点及び地域プラットフォーム(地域PF)が、中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家の派遣申請を行い、派遣された専門家が支援を実施します。

※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。平成25年度から設置。

中小企業庁　金融課
03-3501-2876

中小企業信用補完制度関連補助・出資事業

令和３年度予算案額 73.8億円（72.9億円）

事業の内容

事業目的・概要

- （１）経営安定関連保証等対策費補助事業
  信用保証協会が、金融機関による中小企業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填します。これにより、自然災害等の突発的事象によって経営に支障が生じている中小企業者等に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図ります。加えて、事業承継を円滑化するために創設された事業承継時に一定の要件の下で経営者保証を不要とする事業承継特別保証等の着実な実施のために必要な予算措置を講じます。
- （２）信用保証協会による経営支援対策費補助事業
  新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況の悪化した中小企業者等に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を行います。
- （３）中小企業・小規模事業者経営力強化保証事業
  認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を引き下げることで、中小企業者等の経営力の強化のための取組を支援します。

成果目標

- 中小企業等の資金繰りの円滑化等を図ります。
- 信用保証協会による経営支援対策費補助事業により、専門家の面談を通じ、条件変更や経営環境の悪化した事業者に経営支援を行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

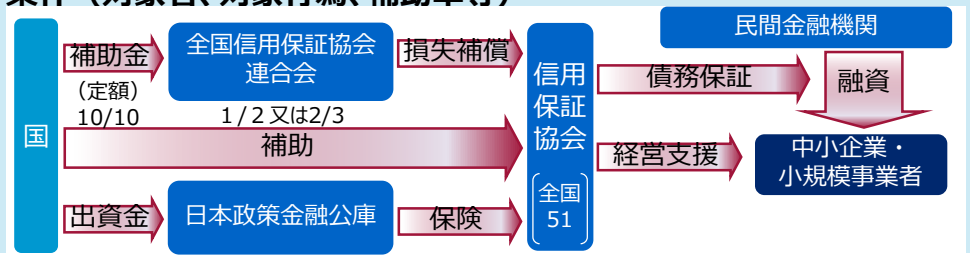
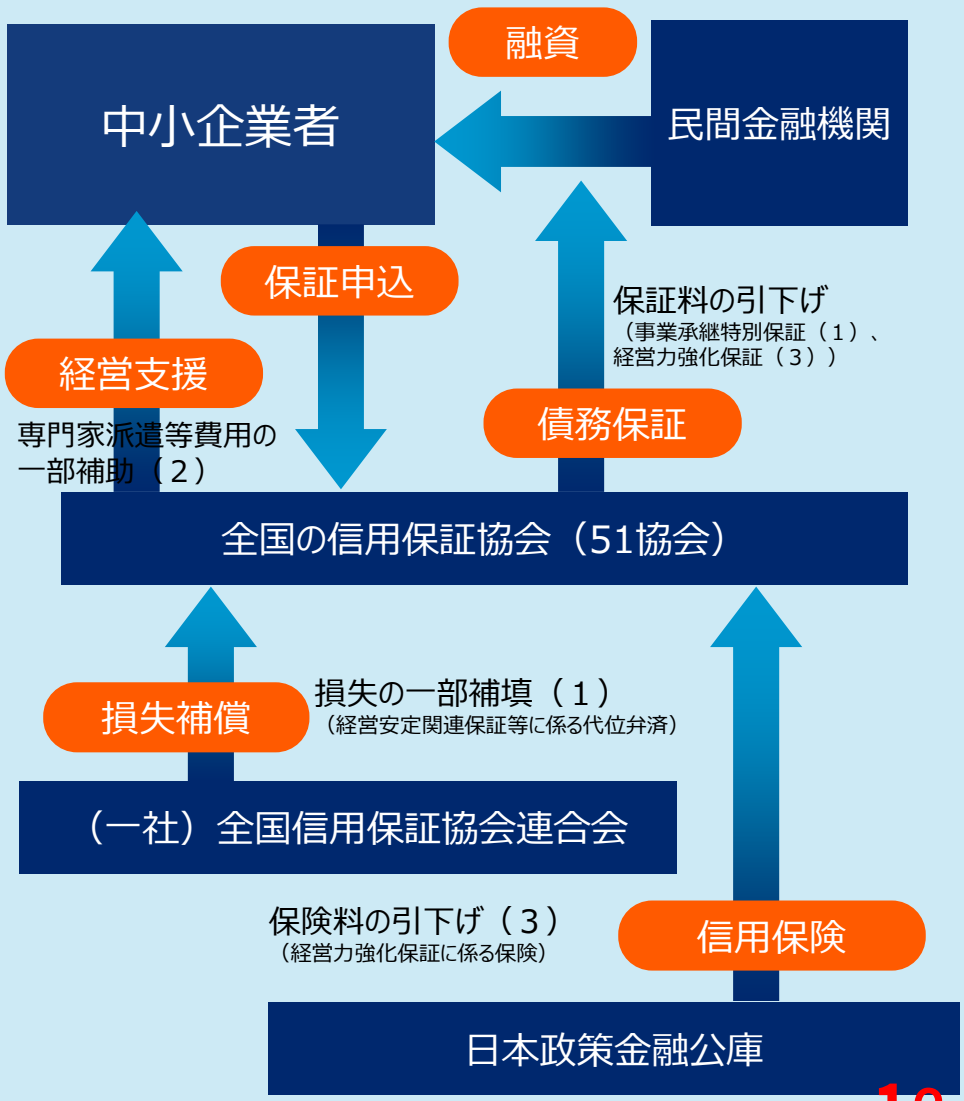
事業イメージ